

令和5年度事業計画書

自 令和5年4月 1日

至 令和6年3月31日

せいしんうつみじゆく

公益財団法人 清心内海塾

目次

1. 情勢認識	-----	3
2. 基本方針	-----	3
3. 事業計画	-----	3
3.1 公益目的事業	-----	3
(1) 就労支援・職業紹介・業務委託あっせん等の事業		
(2) 啓発事業		
(3) 助成事業		
(4) 寄附事業		
3.2 収益事業	-----	5
(1) 広告事業		
3.3 法人管理	-----	5
4. 活動内容	-----	5
4.1 公益目的事業	-----	5
(1) 就労支援・職業紹介・業務委託あっせん等の事業		
(2) 啓発事業		
(3) 助成事業		
(4) 寄附事業		
4.2 収益事業	-----	6
(1) 広告事業		
4.3 法人管理	-----	6

1. 情勢認識

2020年以来の新型コロナウイルス感染症による感染状況も、ようやく、落ち着いてきたものと認められ、また、医療上、季節性インフルエンザと同様の取扱いとなる予定でもあることから、今後の社会活動の活発化が期待されるが、同感染症に罹患した高齢者の死亡率が依然高いことなどコロナ前の社会と同様の社会に戻るといった状況にはないと理解すべきである。また、昨年2月以降、ロシアによるウクライナ侵攻が継続しているが、長期間の侵攻が及ぼす我が国への影響は多大である。エネルギー価格の高騰をはじめ、農産物など各種原材料費に係る価格の高騰は、物流費の高騰、ガソリン代や電気代の高騰、更には、食糧品をはじめとする生活関連物資の値上げなどまさに各家庭の家計を直撃している。また、我が国の安全保障の観点から、防衛費の更なる確保を目的とした増税も見込まれるところであり、国民生活全般にわたって影響を及ぼしている。さらに付け加えるならば、我が国の昨年1年間の出生者数は約80万人弱と初めて80万人を下回り、少子化の進行が顕著であり、将来の社会保障制度の根幹を揺るがしかねない状況にある。子供に対する支援の更なる充実が求められるところでもある。

このような国内外における社会経済情勢の変化に伴い、支援を必要とする者や生き辛さを抱える者も増えており、これらの人々を取り巻く生活環境の厳しさがより増しているものと認識している。

このような状況下にあつて、就職・就労の機会を得ることは、勤労の義務を担保するとともに個々人の生活の基盤となるものである。一方で、社会的配慮や支援を必要とする者、例えば、障がい者、高齢者、生活困窮者、刑期終了者、犯罪被害者、外国人の中には、何らかの理由により働く機会に恵まれない、または働くことができないという人々が存在しているのも事実である。

また、我が国の将来を担う子供たちに対しては、できる限りの支援を行い、子供を産み・育てやすい環境の整備が待たれるところである。今、まさに、このような社会的な課題が顕在化しているのではないか。

これらの課題を解決するには、まず働く側の準備と事業者等の理解・職場環境の整備の双方の改善が必要である。関係法令の整備も進んできており、この改善に向けたより具体的な支援の仕組みが以前にも増して強く求められている。そして、これらの人々の就職の機会が増え就職と就労の継続が実現すれば、生活の安定、福祉の増進に繋がるとともに、我が国の労働力人口減少問題の解決の一助となり得るものと考えられる。また、子供たちの健全育成は、我が国の少子化の歯止めも繋がるものと考えられる。

2. 基本方針

就職、就業継続等で配慮の必要な人々に対しては、その機会を提供し、良好な就業環境・生活環境を整える一助となり、元気な我が国の原動力となることを目指す。支援を必要とする者の活躍の場を増やすことで、各人の生涯にわたる多様な生き方、働き方を支援していく。

我が国の将来を担う子供たちに対しては、子供たちに食事を供与するなど直接的な援助等を

行う団体やひとり親が子供を養育する場所などを提供・援助する団体など様々な活動を行っている団体等があるが、直接的な支援・間接的な支援にかかわらず、これらの団体に対して、当財団からの助成又は寄附などを通じて、子供たちを支援していく。

広く社会と協働するという観点から事業者や個人の皆さんの理解を深め、寄附に対する考えを醸成し、社会的な課題の解決の一助とするための寄附や助成の活動を推進する。

3. 事業計画

3.1 公益目的事業

要支援者に対する支援事業

この計画書において、要支援者とは、青少年並びに社会生活及び職業生活について配慮を必要とする障がい者、高齢者、生活困窮者、刑期終了者、犯罪被害者、外国人その他支援を必要とする者を言う。

(1) 就労支援・職業紹介・業務委託あっせん等の事業

要支援者の就職等を支援するためには、豊富な知識と経験をもとに活動している就職等支援機関*1と人的ネットワークを構築することが重要であり、要支援者のニーズを的確に捉え、迅速・柔軟に効果的支援を推進する。

- ・就職等支援機関*1との連携体制作りと求職者登録
- ・事業者等との連携体制作りと求人登録
- ・求職者への職業紹介、就職支援・定着支援
- ・事業者等への雇用助成金申請支援

*1：ハローワーク（公共職業安定所）、高齢・障害・求職者雇用支援機構、教育機関、就労移行支援事業所、地方自治体の就労支援機関、更生保護施設、矯正施設、保護司会、コレワーク（矯正就労支援情報センター）など

(2) 啓発事業

- ・要支援者を雇用する側としての事業者が、上記(1)項の実現に向け、整備すべき職場環境や留意すべき人事労務管理等の理解を深めるためのセミナーや交流会を開催し、総じて就業環境の整備を推進する。

また、コロナ禍においては、上記セミナーや交流会の開催が困難な場合も考えられ、その場合には、当財団が会員企業の事業所に直接出向いて、ご希望のテーマに応じて行う『出前セミナー』も推進する。

- ・障がい者に対する支援の一つとして、パラスポーツの推進をテーマとし、継続的に取り上げる。身近な共生社会の実現という意味において、共に参加するパラスポーツは有効であり、パラスポーツを共に楽しめる環境作りの必要性を呼びかけ、団体・個人レベルでの参加を促す。

- ・ 刑期終了者及び犯罪又は家庭内暴力で行き場を失い児童養護施設等の施設に入所している青少年に対して、将来の社会生活・職業生活を円滑に行うための啓発活動を行う。

(3) 助成事業

助成先とのパートナーシップを通じて、より大きな効果を得られるように助成する。

- ・ 刑期終了者等については、社会復帰に向けての各種訓練や研修等に対して助成していく。
- ・ 障がい者については、基本となる精神面・肉体面での健康維持を目的としてパラスポーツの普及やイベント等に対して助成していく。
- ・ 高齢者については、参加型イベントやスポーツを通して「生き甲斐探し」を目的としてより地域に密着した活動に対して助成していく。
- ・ 犯罪被害者等については、犯罪被害者支援団体等の活動目的に注目して、各種の活動に対して助成していく。
- ・ 青少年については、学費の確保に困窮している青少年に対して、より充実した勉学を継続するための助力となるよう助成していく。

(4) 寄附事業

- ・ 要支援者並びにこれらの者への支援を行う団体及び個人に対して寄附する。
- ・ 公益に資する活動又は災害等で支援を必要とする人々や団体等に対して寄附する。

3.2 収益事業

(1) 広告事業

ホームページ、ダイレクトメール、セミナー、交流会等の場を通じて有料バナー広告を募り、その収益は公益活動をより充実させることを目的として活用する。

3.3 法人管理

(1) 賛助会員・寄附金の募集

本法人の趣旨、活動内容、意義、成果を広報し、賛同していただける会員及び寄付金を募る。セミナー、交流会等の場を活用した広報やホームページ、ダイレクトメール事業所訪問等を通じて、本法人の事業活動を理解していただく。

寄附型自動販売機（飲料水）設置等により寄附金を募集する。

(2) 助成先及び寄附先との連携強化

助成先及び寄附先からの情報収集を強化する。

4. 活動内容

4.1 公益目的事業

(1) 就労支援・職業紹介・業務委託あっせん等の事業

- ・就職等支援機関*1 との連携を強化し求職者登録を拡大する。
- ・従来から重点的に取り組んできた障がい者、刑期終了者等に加えて、ひとり親家庭、子供食堂利用家庭等の家族の就労支援に取り組む。
- ・上記のほか、必要に応じて、就労準備のための職業教育訓練機関の受講、生活資金確保等についての情報提供、関係機関への相談員の同行等を行う。
- ・事業者等との連携を強化し求人登録を拡大する。
- ・受入先企業への定着支援及び指導（教育・セミナー等）を行う。
- ・事業者等への雇用助成金申請を支援する。

(2) 啓発事業

- セミナー・交流会等を行うと共に、出前セミナーによる啓発活動も行う。
- ・実施形態については、会場で講師が直接受講者に説明する方式とともに、必要に応じて、リモートによる方式も利用して実施する。
- ・出前セミナーでは、会員企業及び要支援者に受け入れられるセミナーを目指し、ご希望のテーマに応じて随時『出前セミナー』を実施する。
- ・啓発事業セミナーとしては、以下の事項に関するセミナーを実施する予定である。

日程： 令和 5 年度上半期

目的：社会の超高齢化が進展することに伴い。高年齢者雇用安定法が大幅に改正され、令和 3 年 4 月 1 日から施行された。

改正内容として、日本国内のすべての企業に対して、希望する正社員に 70 歳までの就業機会を与える事が、努力義務として課せられた。このセミナーでは、改正法を遵守するための各企業が社員の社会貢献事業への従事、テレワーク（在宅勤務）、フリーランス（会社を退職した社員（個人事業主）に対する会社業務の委託）など、多様な制度の設計、運用の仕方を説明する。

日程： 令和 5 年度下半期

目的：障がい者体験コーナーを開催し、障がい者への配慮のポイントを学習する。

目的：刑期終了者等の採用促進

*セミナー・交流会等については、各種のニーズを検討したうえで、開催時期等を決定するが、コロナ感染状況その他の事情によっては変更することもあり得る。

(3) 助成事業

年間総額 500 万円 (昨年 400 万円)

- ・ 刑期終了者等、生活困窮者、(DV 被害者入所施設等) への助成-----100 万円
- ・ パラスポーツ普及・障がい者に対する啓発事業への助成-----150 万円
- ・ 高齢者関係への助成 (イベント・スポーツ等) ----- 50 万円
- ・ 犯罪被害者支援団体等への助成-----100 万円
- ・ 青少年に対する学資支援-----100 万円 (新規)

(4) 寄附事業

年間総額 100 万円 (昨年同様)

- ・ 要支援者並びにこれらの者への支援を行う団体及び個人への寄附
- ・ 公益に資する活動又は災害等で支援を必要とする人々や団体等への寄附

4.2 収益事業

(1) 広告事業

ホームページ、ダイレクトメール、セミナー、交流会・学習会の場を通じて有料バナー広告を募る。

4.3 法人管理

(1) 賛助会員・寄附の募集等

- ・ 新規賛助会員及び新たな寄附の掘り起こしを行う。
- ・ 既存賛助会員とのコミュニケーションを強化して年会費及び口数の拡大を目指す。
- ・ 寄附型自動販売機 (飲料水) の設置台数の拡大を目指す。

(2) 助成先及び寄附先との連携強化

- ・ 助成先及び寄附先からの情報収集を強化する。

以上